

第1回 公共工事の環境負荷低減施策推進委員会  
議事概要

開催日時：平成26年10月3日（金）10:00～12:00

場所：国土交通省合同庁舎3号館11階特別会議室

<1. 平成26年度審査に基づく基本方針の変更(案)>について

(主な発言)

- 提案者とのコミュニケーションの手段・方法は確立されているか。
- 提案内容に不足点があった場合、連絡・確認を行っており、それに合わせて審査側でも提案内容に関する調査等を行っている。
- 新技術、新材料の開発ということでは、グリーン調達においてどのように取り扱われているのか。NETISとの関連は。
- グリーン調達は全国で積極的に調達することを目的としているため、普及性、品質確認等の段階を経ずに、特定調達品目に指定することは難しいと考える。一方、NETISは入り口が広く新技術を積極的に登録できる。また、NETISでは、国交省での活用・評価ができ、実績蓄積にも寄与できる。
- NETISについては、グリーン提案者に認知されていると考えてよいか。
- NETISは10年以上経過している取組なので、ある程度周知されているのではないかと考える。提案の際にNETIS登録品と示しているものもある。
- 環境物品を多くすることが環境負荷低減に役立つと思うため、前向きに検討いただきたい。
- 基本方針の変更(案)について了承。

<2. グリーン購入法の公共工事の技術評価基準(案)>について

(主な発言)

- 「継続検討品目」の分類表の「普及性」について、普及に問題があるものの、使っても大きな支障は出ないということであれば、準特定調達品目といった分類はできないか。
- グリーン調達は新しい環境製品の調達を目指した制度であってほしい。特許などを取得している（努力をしている会社の）製品を、実績はなくても積極調達してみるなど、前向きに検討していただきたい。
- 資料3-2「課題（ミスマッチの増加）」について、ロングリストに掲載され続けている案件については、提案者に課題点を示した上でも、結果的に改善提案がないということなのか。
- その通り。
- 受け身の体制ではなく、品目指定に向けて育てるという姿勢を強化していただきたい。

- 評価時点で調達可能範囲を全国 10 地方整備局のうち、7 地方整備局とした根拠はあるのか。
- この 7 地方整備局について明確な根拠はない。7 割程度のエリアで調達できれば他地域にも普及が図れると想定して設定をした。
- 材料の需給関係とコストを勘案した上で調達するべきであるとする。運用についてはどのようなになっているのか。
- 調達方針においては、原則として特定調達品目は 100% 調達を目指している。したがって、運用上はグリーン調達品目をまず探すことが前提で、すぐに特定調達品目でない類似品の調達を許容するということは考えていない。安易に指定をして現場が困るようではいけない。
- そうなると、各エリアのどこかで供給されていることが必要ではないか。
- 極論をすれば、運搬すればどこでも使えるわけであり、そういったことも考えれば、やはり LCA により合理的な判断をするべきではないか。
- 技術評価基準の修正案を検討する。
- 環境物品を育てるという意味で、エリアが限定された品目を、そのエリアで調達を促進し、全国規模に発展させるという 2 ステップで考えていく手法があるのではないか。
- エリア製品の普及としては、各地方公共団体でも独自に調達品目を制定していて、国で指定している 67 品目以外の品目も存在する。それを隣県にも普及させていき、全国展開につながればと考えている。
- 環境評価の中に所謂「環境配慮」といった視点は含まれていないのか。例えば、太陽光パネルを導入する時に地域環境を鑑みて角度を設定するなどといったことは考えないのか。
- ご指摘の例示については、個々の設計・事業での判断になると考える。
- 技術評価基準（案）の見直しについて了承。

以上